

4

D
1020

第十回国会税制改正法律案新旧对照表

(所得税法を除く)

大蔵省主税局

租 稅 特 別 措 置 法	骨 牌 稅 法	印 紙 稅 法	登 錄 稅 法	通 行 稅 法	相 統 稅 法	法 人 稅 法
………	………	………	………	………	………	………
四二	三八	三二	二五	二二	一六	一

目次

法人税法

改正法

第四條 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。

- 一 都道府県、市町村及び命令で定めるその他の公共団体
- 二 法令による公団、連合国軍人等住宅公社、日本専売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫、住宅金融公庫及び復興金融公庫
- 三 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶管理委員会
- 四 大日本育英会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会
- 五 国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

第五條 左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

- 一 民法第三十四条の規定により設立した法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の規定により設立した法人
 - 二 弁護士会及び日本弁護士連合会、弁理士会並びに税務代理士会
 - 三 法人たる労働組合及び国家公務員法又は地方公務員法に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体
 - 四 漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会
 - 五 牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合
 - 六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会
- 前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に関する経理は、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して、これを行わな

現行法

第四條 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。

- 一 都道府県、市町村及び命令で定めるその他の公共団体
- 二 法令による公団、日本専売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫、住宅金融公庫及び復興金融公庫
- 三 持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び船舶運営会
- 四 大日本育英会及び社会保険診療報酬支払基金
- 五 国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

第五條 左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

- 一 民法第三十四条の規定により設立した法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の規定により設立した法人
 - 二 弁護士会及び日本弁護士連合会、弁理士会並びに税務代理士会
 - 三 法人たる労働組合及び国家公務員法に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体
 - 四 漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会
 - 五 牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合
 - 六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会
- 前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に関する経理は、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して、これを行わな

ればならない。

第一項の収益事業の範囲は、命令でこれを定める。

第七條の二 この法律において同族会社とは、左の各号の一に該当する会社をい

ふ。

- 一 株主又は社員の一人及びその親族その他これと命令で定める特殊の関係のある個人（以下同族関係者という。）が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の三十以上に相当する会社
- 二 株主又は社員の二人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の四十以上に相当する会社
- 三 株主又は社員の三人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社
- 四 株主又は社員の四人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の六十以上に相当する会社
- 五 株主又は社員の五人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の七十以上に相当する会社

同族会社であるかどうかの判定は、第十七條第一項第二号の規定の適用については当該事業年度開始の時の現況により、第三十一條の三の規定の適用については同條に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況による。

第九條 内国法人の各事業年度の所得は、各事業年度の繰上金から繰下金を控除した金額による。

規定による利益に相当する法人税を除く。地方税法の規定による市町村民税又は罰金若しくは料料（通告処分による罰金又は料料に相当する金額を含む。）は、前項の所得の計算上、これを損金に算入しない。所得税法第五十七條第四項若しくは第五十七條の二第四項、通行税法第十二條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項、国税徴収法第九條第三項又は地方税法の規定により徴収された又は徴収されるべき源泉徴収加算税額、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税若しくは通行税、延滞加算税額に相当する国税又は過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額についても、また、同様とする。

法人が各事業年度においてなした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、第一項の所得の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、これを損金に算入する。

第五條第一項各号に掲げる法人が同項の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、これを寄附金とみなして前項の規定を適用する。

青色申告書を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた損金は、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、当該損金の生じた事業年度において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。

農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合、貸室組合連合会、市街地信用組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、船主相互保険組合、漁業会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連

ればならない。

第一項の収益事業の範囲は、命令でこれを定める。

第七條の二 この法律において同族会社とは、左の各号の一に該当する会社をい

ふ。

- 一 株主又は社員の一人及びその親族その他これと命令で定める特殊の関係のある個人（以下同族関係者という。）が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の三十以上に相当する会社
- 二 株主又は社員の二人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の四十以上に相当する会社
- 三 株主又は社員の三人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社
- 四 株主又は社員の四人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の六十以上に相当する会社
- 五 株主又は社員の五人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の七十以上に相当する会社

同族会社であるかどうかの判定は、第十七條第一項第二号の規定の適用については当該事業年度開始の時の現況により、第三十一條の二の規定の適用については同條に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況による。

第九條 内国法人の各事業年度の所得は、各事業年度の繰上金から繰下金を控除した金額による。

規定による利益に相当する法人税を除く。又罰金若しくは料料（通告処分による罰金又は料料に相当する金額を含む。）は、前項の所得の計算上、これを損金に算入しない。所得税法第五十七條第四項若しくは第五十七條の二第四項、通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項又は国税徴収法第九條第三項の規定により徴収された又は徴収されるべき源泉徴収加算税額、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税若しくは通行税又は延滞加算税額に相当する国税についても、また、同様とする。

法人が各事業年度においてなした寄附金のうち、命令の定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、第一項の所得の計算上、これを損金に算入しない。但し、命令で定める寄附金については、命令の定めるところにより、これを損金に算入する。

第五條第一項各号に掲げる法人が同項の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、これを寄附金とみなして前項の規定を適用する。

青色申告書を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた損金は、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、当該損金の生じた事業年度において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。

農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合、貸室組合連合会、市街地信用組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、船主相互保険組合、漁業会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連

合会、蚕糸業会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が取り扱つた物の数量、価格その他事業の分量に対して分配すべき金額は、これらの法人が第十八條の規定による申告書に当該分配金額に関する申告の記載をなした場合においては、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

前五項及び第九條の二乃至第九條の九に規定するものの外、第一項の所得の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九條の二 法人が額面をこえる価額で額面株式を發行した場合の額面をこえる金額及び無額面株式を發行した場合のその發行価額のうち資本に組み入れなかつた金額は、前條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第九條の五 法人が合併した場合において、合併法人の合併に因り生じた益金(以下合併差益金という。)のうち、合併法人の合併に因り増加した資本又は出資の金額(合併に因る法人を設立した場合には、当該法人の設立の際における資本又は出資の金額)が被合併法人の合併の際における資本又は出資の金額(被合併法人が二以上あるときは、これらの被合併法人の資本又は出資の金額の合計額とし、合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に對する被合併法人の資本又は出資の金額を控除した金額とする。)に満たないため生じた益金(以下合併減資益金という。)から成る部分の金額及び被合併法人の積立金から成る部分の金額は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

法人の合併差益金のうち、合併減資益金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

配を受けた場合において、第十八條乃至第二十一條の規定による申告書に当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額に関する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額(その元本たる株式又は出資を取得するために要した負債の利子があるときは、その利子の額を控除した金額)は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

左に掲げる金額は、前項の規定の適用については、これを利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす。

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその金銭又は財産を取得する法人が当該株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、その金銭又は金銭以外の財産の支払又は交付をなした法人の積立金額から成る部分に對する金額

二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者たる法人が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が当該残余財産の分配をなした法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、当該残余財産の分配をなした法人の解散の際における積立金額(残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合には、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とする。)から成る部分に對する金額

三 法人が合併した場合において被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計

合会、蚕糸業会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が取り扱つた物の数量、価格その他事業の分量に対して分配すべき金額は、これらの法人が第十八條の規定による申告書に当該分配金額に関する申告の記載をなした場合においては、第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

前五項及び第九條の二乃至第九條の八に規定するものの外、第一項の所得の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九條の二 法人が額面をこえる価額で株式を發行した場合の額面をこえる金額から当該株式の發行のために要した費用の額を控除した金額は、前條第一項の所得の計算上これを益金に算入しない。

第九條の五 法人が合併した場合において、合併法人の合併に因り生じた益金(以下合併差益金という。)のうち、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額が被合併法人の合併の際における株式の払込金額又は出資金額に満たないため生じた益金(以下合併減資益金という。)から成る部分の金額及び被合併法人の積立金から成る部分の金額は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

法人の合併差益金のうち、合併減資益金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

配を受けた場合において、第十八條乃至第二十一條の規定による申告書に当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額に関する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額(その元本たる株式又は出資を取得するために要した負債の利子があるときは、その利子の額を控除した金額)は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。

左に掲げる金額は、前項の規定の適用については、これを利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす。

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額(株式又は出資については、その払込金額。以下本條において同じ。)の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその金銭又は財産を取得する法人が当該株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、その金銭又は金銭以外の財産の支払又は交付をなした法人の積立金額から成る部分に對する金額

二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者たる法人が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が当該残余財産の分配をなした法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、当該残余財産の分配をなした法人の解散の際における積立金額(残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合には、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に對して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とする。)から成る部分に對する金額

三 法人が合併した場合において被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の払込金額及び金銭の額の

額がその株主、社員又は出資者たる法人が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、被合併法人の積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に対応する金額

四 法人が株式を有している場合において、その株式を発行する法人が積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該株式を有している法人の有する株式に対応する部分の金額

前項第一号乃至第三号に規定する場合において、株主、社員又は出資者たる法人が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす金額のうち、金銭から成る部分及び金銭以外の財産から成る部分の額は、まず当該財産の価額（その取得した財産が株式又は出資である場合には、当該株式又は出資の価額のうち当該財産取得の基因となつた株式又は出資を取得するために要した金額をこえる金額をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。

第二項第一号又は第二号に規定する場合において、法人が金銭又は金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、まず当該各号に掲げる積立金から成る部分からこれらの金銭若しくは金銭以外の財産の支払若しくは交付又は残余財産の分配がなされたものとみなす。

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決議があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合に、当該法人の設立の時における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第九條の九 法人が各事業年度において第二十六條の三第四項の規定により還付を受けた金額（同條第五項の規定により充当された金額を含む。）及び過課納によつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額（第四十二條の規定による利子税額を除く。）は、当該還付を受け又は充当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十一條 外国法人の各事業年度の所得は、この法律の施行地にある資産又は事業について、第九條乃至第九條の九の規定に準じて計算した金額による。

第十六條 この法律において積立金額とは、積立金、準備金その他名義の何たるを問はず、法人の各事業年度の所得（第五條の二の規定により法人税を課さな

六
合計額がその株主、社員の出資者たる法人が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、被合併法人の積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に対応する金額

前項各号の場合において、株主、社員又は出資者たる法人が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす金額のうち、金銭から成る部分及び金銭以外の財産から成る部分の額は、まず当該財産の価額（その取得した財産が株式又は出資である場合には、その払込金額のうち当該財産取得の基因となつた株式又は出資を取得するために要した金額をこえる金額）をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。

第二項第一号又は第二号に規定する場合において、法人が金銭又は金銭以外の財産を数回にわたつて取得したときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、まず当該各号に掲げる積立金から成る部分からこれらの金銭若しくは金銭以外の財産の支払若しくは交付又は残余財産の分配がなされたものとみなす。

第十一條 外国法人の各事業年度の所得は、この法律の施行地にある資産又は事業について、第九條乃至第九條の八の規定に準じて計算した金額による。

第十六條 この法律において積立金額とは、積立金、準備金その他名義の何たるを問はず、法人の各事業年度の所得（第五條の二の規定により法人税を課さな

い所得、第六條の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六の規定により益金に算入しない金額を含むのうちに、その留保した金額をいう。

法人税として納付すべき金額（第四十二條の規定による利子税額及び国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する金額を除く。）は、前項の留保した金額には、これを算入しない。

第十七條 法人税は、左の税率により、これを課する。

- 一 各事業年度の所得 所得金額の百分の三十五
- 二 各事業年度の積立金

同族会社（同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうち選定しないで同族会社となる会社に限る。）

積立金額のうち年五十万円以下の金額 百分の二

積立金額のうち年五十万円をこえる金額 百分の七

その他の法人 積立金額の百分の二

前項第二号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十分して計算した金額とする。第十三條第三項の規定は、この場合の月数の計算について、これを準用する。

第三十一條の二 第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度の課税標準又は法人税額（第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び第二十六條の三第一項の規定による課税標準又は法人税額を計算するときは、前項の規定は、これを準用する。

第三十一條の三 政府は、第二十九條乃至第三十一條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合には、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、当該法人の課税標準又は欠損金額を計算することができる。

第三十一條の四 政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該事業年度分の申告書につき第二十五條第七項後段の規定の適用があつた場合を除く外、その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。但し、第十八條乃至第二十四條の規定により提出された申告書及びこれに添附された書類の調査によりその申告又は修正申告に係る課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の計算が第六條及び第九條乃至第十五條の規定に従つていないことが明らかである場合又は第十九條第一項本文の規定により提出された申告書に記載され

い所得、第六條の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六の規定により益金に算入しない金額を含むのうちに、その留保した金額をいう。

法人税として納付すべき金額（第四十二條の規定による利子税額及び国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する金額を除く。）は、前項の留保した金額には、これを算入しない。

第十七條 法人税は、左の税率により、これを課する。

- 一 各事業年度の所得 所得金額の百分の三十五
- 二 各事業年度の積立金

同族会社

積立金額のうち年五十万円以下の金額 百分の二

積立金額のうち年五十万円をこえる金額 百分の七

その他の法人 積立金額の百分の二

前項第二号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十分して計算した金額とする。第十三條第三項の規定は、この場合の月数の計算について、これを準用する。

第三十一條の二 政府は、前三條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合には、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、当該法人の課税標準又は欠損金額を計算することができる。

第三十一條の三 政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該事業年度分の申告書につき第二十五條第七項後段の規定の適用があつた場合を除く外、その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。但し、第十八條乃至第二十四條の規定により提出された申告書及びこれに添附された書類の調査によりその申告又は修正申告に係る課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の計算が第六條及び第九條乃至第十五條の規定に従つていないことが明らかである場合又は第十九條第一項本文の規定により提出された申告書に記載さ

た法人税額の計算に誤がある場合においては、当該事項につき第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなすことを妨げない。

政府は、前項の規定の適用を受けない法人の事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により各事業年度の所得金額又は積立金額を推計してこれをなすことができる。

第三十四條 第三十二條又は第四十四條の規定による通知を受けた法人は、その通知を受けた課税標準、欠損金額若しくは法人税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に対し、再調査の請求をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の収税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

前項の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度分に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額の賦課に関する処分であるときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三條の規定による税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額については、税金の徴収を猶予しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から、当該請求に係る事項について第七項の規定による決定の通知をなした日までは、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。

第一項の規定は、第七條第二項、第九條の七第七項（第九條の八第三項において準用する場合を含む）、第十八條第五項（第二十一條第二項において準用する場合を含む）、第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項の規定による通知を受けた法人が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について、これを準用する。

前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

税務署長は、第一項（第四項において準用する場合を含む）の規定による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分全部又は一部を取り消す決定

第三十五條 前條第一項但し書（同條第四項において準用する場合を含む）の規

れた法人税額の計算に誤がある場合においては、当該事項につき第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなすことを妨げない。

政府は、前項の規定の適用を受けない法人の事業年度分について、第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により各事業年度の所得金額又は積立金額を推計してこれをなすことができる。

第三十四條 第三十二條又は第四十四條の規定による通知を受けた法人は、その通知を受けた課税標準、欠損金額若しくは法人税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に対し、再調査を請求をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の収税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

前項の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第一項の規定は、第七條第二項、第九條の七第七項（第九條の八第三項において準用する場合を含む）、第十八條第五項（第二十一條第二項において準用する場合を含む）、第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項の規定による通知を受けた法人が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について、これを準用する。

前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

税務署長は、第一項（第三項において準用する場合を含む）の規定による再調査の請求（以下再調査の請求という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分全部又は一部を取り消す決定

第三十五條 前條第一項但し書（同條第三項において準用する場合を含む）の規

定に該当する法人又は同條第七項の規定による通知を受けた法人は、同條第一項若しくは第四項に規定する通知に係る事項又は同條第七項の規定による決定（以下再調査の決定という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第四項に規定する通知又は同條第七項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をなすことができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつたものとみなす。

再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各、当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下審査の請求という。）があつたものとみなす。

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をなした法人がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

前條第六項の規定は、審査の請求があつた場合についてこれを準用する。国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人（第三項の再調査の請求をなした法人を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなされなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

国税局長が前條第六項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をなしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあつたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならぬ。

前項の協議団に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十七條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求めた後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経

に該当する法人又は同條第六項の規定による通知を受けた法人は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第六項の規定による決定（以下再調査の決定という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知又は同條第六項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をなすことができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつたものとみなす。

再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各、当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下審査の請求という。）があつたものとみなす。

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をなした法人がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第六項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

前條第五項の規定は、審査の請求があつた場合についてこれを準用する。国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人（第三項の再調査の請求をなした法人を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなされなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第五項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

国税局長が前條第六項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をなしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあつたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならぬ。

前項の協議団に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十七條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求めた後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経

ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。

第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合には、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。

前二項の期間は、これを不変期間とする。

第二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に係る訴ある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、これを当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第三十四條第三項（同法第三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、同日以後同法第三十五條第三項に規定する更正若しくは決定又は取消の処分に関する適用をしないものに係る分から適用する。

3 昭和二十六年四月一日前に終了した事業年度分について法人税法第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書（同法第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度分の課税標準又は法人税額（同法第十九條又は第二十條の規定により「事業年度」とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）分の課税標準又は法人税額及び同法第二十六條の三第一項の規定により同法第十八條第八項又は同法第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、法人が詐偽その他不正の行為により当該法人税を免れ、又は同法第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、前項文本の規定にかかわらず、同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定をすることができない。

ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。

第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合には、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。

前二項の期間は、これを不変期間とする。

前二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に係る訴ある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、これを当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。

相続税法

改正法

第七條 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定がある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者（配偶者及び民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七條に規定する親族をいう。以下同じ。）から当該債務の弁済に充てられた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

（非課税財産）

第十二條 左に掲げる財産の価額は、課税価格に算入しない。

- 一 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物
二 相続又は遺贈に因り取得した墓所、靈柩及び祭具並びにこれらに準ずるもの
三 法人からの贈与に因り取得した財産（第三條又は第六條の規定により贈与に因り取得したものとみなされる財産を除く）
四 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てられた贈与又は遺贈に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの
五 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が政令で定めるものが相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
六 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭で同法第百八十九條の規定による報告がなされたもの
七 第三條第一項第一号に掲げる保険金の合計額のうち十万円までの金額

- 二 同一人からその年中に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額（相続又は遺贈に因り取得した財産について債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）の合計額のうち三万円までの金額は、課税価格に算入しない。
三 第一項第五号に掲げる財産を取得した者がその財産を取得した日から二年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合においては、当該財産の価額は、課税価格に算入する。
第十四條 前條の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。
二 前條の規定によりその金額を控除すべき公租公課の金額は、被相続人又は包括遺贈者の死亡の際債務の確定しているものの金額の外、被相続人又は包括遺贈者に係る所得税、富裕税、相続税、再評価税、砂糖消費税、酒税、物品税、揮発油税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による附加価値税の税額で政令で定めるものを含むものとする。

現行法

第七條 著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定がある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者（民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七條に規定する親族をいう。以下同じ。）から当該債務の弁済に充てられた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

（非課税財産）

第十二條 左に掲げる財産の価額は、課税価格に算入しない。

- 一 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物
二 相続又は遺贈に因り取得した墓所、靈柩及び祭具並びにこれらに準ずるもの
三 法人からの贈与に因り取得した財産（第三條又は第六條の規定により贈与に因り取得したものとみなされる財産を除く）
四 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てられた贈与又は遺贈に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの
五 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が政令で定めるものが相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
六 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与に因り取得した金銭で同法第百八十九條の規定による報告がなされたもの
七 第三條第一項第一号に掲げる保険金の合計額のうち十万円までの金額

- 二 同一人からその年中に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額（相続又は遺贈に因り取得した財産について債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）の合計額のうち三万円までの金額は、課税価格に算入しない。
三 第一項第五号に掲げる財産を取得した者がその財産を取得した日から二年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合においては、当該財産の価額は、課税価格に算入する。
第十四條 前條の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。
二 前條の規定によりその金額を控除すべき公租公課の金額は、被相続人又は包括遺贈者の死亡の際債務の確定しているものの金額の外、被相続人又は包括遺贈者に係る所得税、富裕税、相続税、再評価税、砂糖消費税、骨牌税、酒税、物品税、揮発油税及び地方税法（昭和二十五年法律第百号）の規定による附加価値税の税額で政令で定めるものを含むものとする。

〔更正の期間〕

第三十五條の二 確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書に係る期限後申告書又は第五十七條第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）を提出した者のこれらの申告書又は明細書に係る年分の課税価格又は相続税額については、前條の規定による更正（課税価格又は相続税額を減額する更正を除く。）又は決定は、確定申告書、最終確定申告書又は第五十七條第一項の規定による明細書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書又は明細書の提出があつた場合には、その日と申告書又は明細書を提出した日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。但し、詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者の当該相続税については、この限りでない。

（通知）

第三十六條 税務署長は、第三十五條の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、その理由、第五十一條第三項の規定により徴収すべき利子税額及び第三十五條第四項の規定に該当する場合にはその旨を附記した書面により、これを納税義務者に通知する。

2 第三十二條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（審査）

第四十五條 前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第七項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知の提出の日から、不服の事由を記載した書面を添へて、当該通知をした税務署長を提出し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができ、この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなす。

2 第二十七條第二項、第三十二條第六項及び前條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

3 再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各々当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）があつたものとみなす。

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

4 前條第六項の規定は、審査の請求があつた場合について準用する。

5 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてしなければならない。

（通知）

第三十六條 税務署長は、前條の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、その理由、第五十一條第三項の規定により徴収すべき利子税額及び前條第四項の規定に該当する場合にはその旨を附記した書面により、これを納税義務者に通知する。

2 第三十二條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（審査）

第四十五條 前條第一項但書（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者又は同條第七項の規定による通知を受けた者は、同條第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同條第七項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）に対して異議があるときは、同條第一項若しくは第三項に規定する通知の提出の日から、不服の事由を記載した書面を添へて、当該通知をした税務署長を提出し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができ、この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなす。

2 第二十七條第二項、第三十二條第六項及び前條第四項の規定は、前項の場合について準用する。

3 再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各々当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）があつたものとみなす。

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

4 前條第六項の規定は、審査の請求があつた場合について準用する。

5 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなければならない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

6 国税局長が、前條第七項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7 国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8 第三十二條第五項の規定は、第五項の場合について準用する。

9 第七項に規定する協議団に關し必要な事項は、政令で定める。

(贈与財産に關する明細書の提出)

第五十六條 財産を贈与した者は、当該贈与した年の翌年一月一日から同月三十一日まで、その年中に贈与した財産(課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。)の種類及び価額、受贈者の氏名及び住所その他政令で定める事項を記載した明細書を住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、その年中に同一人に対して贈与した財産の価額の合計額が三万円以下である場合には、これを要しない。

2 第二十七條第二項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第一項の規定は、同項の明細書を提出すべき期間内にこの法律の施行地に住所を有しない者については、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二條第一項第七号及び第三十五條の二の改正規定は、昭和二十六年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

2 この法律施行の際、昭和二十六年一月一日以後に相続又は遺贈に因り相続税法第三條第一項第一号に掲げる財産を取得した者が、当該財産の価額を課税価格に算入した概算申告書を提出している場合において、当該申告に係る課税価格又は相続税額が同法第十二條第一項第七号の改正規定の施行に因り過大となることとなつたときは、その者は、この法律施行後四月以内に、当該概算申告書に係る同法第三十二條第一項の規定による更正の請求をすることができる。

3 昭和二十五年十二月三十一日までに相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産について確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書に係る期限後申告書又は相続税法第五十七條第一項の規定による明細書(当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。)を提出した者のこれらの申告書又は明細書に係る年分の課税価格又は相続税額については、詐偽その他不正の行為により当該相続税を免れた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、同法第三十五條の規定による課税価格又は相続税額の更正(課税価格又は相続税額を減額する更正を除く。)又は決定をすることができない。

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前條第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

6 国税庁長官又は国税局長が、前條第七項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7 国税庁長官又は国税局長は、前條第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8 第三十二條第五項の規定は、第五項の場合について準用する。

9 第七項に規定する協議団に關し必要な事項は、政令で定める。

(贈与財産に關する明細書の提出)

第五十六條 財産を贈与した者は、当該贈与した年の翌年二月一日から同月末日まで、その年中に贈与した財産(課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。)の種類及び価額、受贈者の氏名及び住所その他政令で定める事項を記載した明細書を住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、その年中に同一人に対して贈与した財産の価額の合計額が三万円以下である場合には、これを要しない。

2 第二十七條第二項の規定は、前項の場合について準用する。
3 第一項の規定は、同項の明細書を提出すべき期間内にこの法律の施行地に住所を有しない者については、適用しない。

通 行 税 法

改 正 法

第一條 汽車、電車、乗合自動車、汽船（以下汽車等ト称ス）及航空機ノ乗客ニハ本法ニ依リ通行税ヲ課ス

第三條 左ノ者ニハ通行税ヲ課セズ但シ第一号又ハ第二号ニ掲グル者ノ支払フ寝台料金ニ対スル通行税並第三号又ハ第四号ニ掲グル者（汽車等ノ三等ノ乗客及汽船ノ二等ノ乗客ヲ除ク）ノ支払フ本法施行地内ニ在ル停車場（飛行場ヲ含ム以下同ジ）間ノ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金及第三号又ハ第四号ニ掲グル者ガ汽車等ノ三等ノ乗客又ハ汽船ノ二等ノ乗客トシテ支払フ本法施行地内ニ在ル停車場間ノ寝台料金ニ対スル通行税ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第三号及第四号ニ掲グル者ヲ除クノ外汽車等ノ三等ノ乗客
二 第三号及第四号ニ掲グル者ヲ除クノ外汽船ノ二等ノ乗客
三 本法施行地外ヨリ本法施行地内ニ來ル乗客
四 本法施行地内ヨリ本法施行地外ニ行ク乗客

第四條 汽車等ニシテ其ノ等級ヲ一等、二等及三等ニ分タザルモノニ付テハ左ノ各号ニ依リ等級ヲ定メタルモノト看做シテ前條ノ規定ヲ適用ス

一 等級ヲ分タザルモノニ在リテハ三等
二 二等級ニ分チタルモノニ在リテハ二等及三等
三 一等ノ上ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ一等
四 二等ノ下ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ二等

第八條 通行税ハ汽車等又ハ航空機ニ依ル運輸業ヲ営ム者（以下運輸業者ト称ス）旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金領取ノ際之ヲ徴取シ翌月末日迄ニ政府ニ納ムベシ但シ連絡運輸ノ場合ニ於ケル通行税納付ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第九條 汽車等又ハ航空機ニ依ル運輸業ヲ営マントスル者及運輸業者ニ代リテ乗車船券（航空機搭乗券ヲ含ム以下同ジ）ヲ販売セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ
第十四條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
一 第九條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 第十條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者
三 第十條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

四 第十二條ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

附 則

②本法ハ本州、北海道、四國、九州及其ノ附屬ノ島（命令ノ定ムル地域ヲ除ク）ニ之ヲ施行ス
④日本固有鉄道ノ經營スル汽車等ノ乗客ニ対スル第二條ノ通行税ノ税額ハ当分ノ間固有鉄道運賃法第三條乃至第六條ニ規定スル旅客運賃、特別急行料金、急行料金若ハ準急行料金又ハ同法第九條ノ規定ニ依リ日本固有鉄道ノ定ムル寝台料金ニ百分ノ二十ノ割合ヲ乘ジテ計算シタル金額ヲ當該運賃又ハ料金ニ

現 行 法

第一條 汽車、電車、乗合自動車及汽船ノ乗客ニハ本法ニ依リ通行税ヲ課ス

第三條 削除

第四條 三等ノ乗客ニハ通行税ヲ課セズ但シ寝台料金ニ対スル通行税ハ此ノ限ニ在ラズ
②汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニシテ其ノ等級ヲ一等、二等及三等ニ分タザルモノニ付テハ左ノ各号ニ依リ等級ヲ定メタルモノト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

第八條 通行税ハ汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ営ム者（以下運輸業者ト称ス）旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金領取ノ際之ヲ徴取シ翌月末日迄ニ政府ニ納ムベシ但シ連絡運輸ノ場合ニ於ケル通行税納付ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル
第九條 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ営マントスル者及運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ
第十四條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
一 第九條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者

二 第十條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
三 第十二條ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

附 則

③日本固有鉄道ノ經營スル汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ノ乗客ニ対スル第二條ノ通行税ノ税額ハ当分ノ間固有鉄道運賃法第三條乃至第六條ニ規定スル旅客運賃、特別急行料金、急行料金若ハ準急行料金又ハ同法第九條ノ規定ニ依リ日本固有鉄道ノ定ムル寝台料金ニ百分ノ二十ノ割合ヲ乘ジテ計算シタル金額ヲ當該運賃又ハ料金ニ

夫々加算シタル金額ニ付命令ノ定ムル方法ニ依リ端数ヲ整理シタル金額ノ百
二十分ノ二十ニ相当スル金額トス

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の通行税法第一條、第三條、第八條、第九條、第十條及び第十二條の
規定中航空機の乗客、航空機による運輸業を営む者及びその者に代り航空機搭
乗券を販売する者に関する部分は、この法律施行の日から起算して六月をこえ
ない期間内において政令で定める日から適用する。
- 3 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従
前の例による。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

ル金額ヲ当該運賃又ハ料金ニ夫々加算シタル金額ニ付命令ノ定ムル方法ニ依
リ端数ヲ整理シタル金額ノ百二十分ノ二十ニ相当スル金額トス

二四

登録税法

改正法

第六條 商會社其ノ他營利ヲ目的トスル法人ニシテ登記ヲ受クルトキハ左ノ区
別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ但第一号第三号第八号ノ二第九号ノ場合ニ於テ税額
金三千円未満ナルトキハ三千円トス

- 一 合名會社、合資會社設立 財産ヲ目的トスル出資ノ價格 千分ノ七
- 二 合名會社、合資會社出資増加 財産ヲ目的トスル増出資ノ價格 千分ノ七
- 三 株式會社設立 資本ノ金額 千分ノ七
- 四 株式會社資本増加 増加資本ノ金額 千分ノ七

但シ社債ノ転換ニ因ル資本増加ノ場合ニ於テハ其ノ社債ニ付第十一号ノ規定
ニ依リ納メタル登録税額ヲ控除ス

五乃至八 削除

八ノ二 有限會社設立 出資ノ價格 千分ノ七
八ノ三 有限會社資本増加 増出資ノ價格 千分ノ七
九 合併又ハ組織變更ニ因ル會社ノ設立

現行法

第六條 商會社其ノ他營利ヲ目的トスル法人ニシテ登記ヲ受クルトキハ左ノ区
別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ但第一号第三号第六号第八号ノ二第九号ノ場合ニ於
テ税額金三千円未満ナルトキハ三千円トス

- 一 合名會社、合資會社設立 財産ヲ目的トスル出資ノ價格 千分ノ七
- 二 合名會社、合資會社出資増加 財産ヲ目的トスル増出資ノ價格 千分ノ七
- 三 株式會社設立 払込株金額 千分ノ七
- 四 株式會社資本増加 増資払込株金額 千分ノ七

但シ社債ノ転換ニ因ル資本増加ノ場合ニ於テハ其ノ社債ニ付第十一号ノ規定
ニ依リ納メタル登録税額ヲ控除ス

- 五 株式會社第二回以後ノ株金払込 毎回払込株金額 千分ノ七
- 六 株式會社設立 払込株金額及財産ヲ目的トスル株金
以外ノ出資ノ價格 千分ノ七
- 七 株式會社資本増加 増資払込株金額及財産ヲ目的トスル
株金以外ノ出資ノ價格 千分ノ七
- 八 株式會社第二回以後ノ株金払込 毎回払込株金額 千分ノ七
- 八ノ二 有限會社設立 出資ノ價格 千分ノ七
- 八ノ三 有限會社資本増加 増出資ノ價格 千分ノ七
- 九 合併又ハ組織變更ニ因ル會社ノ設立

二五

株式会社ニ在リテハ資本ノ金額 千分の一・五
其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格

但シ合併ニ因リ消滅シタル会社又ハ組織変更ヲ為シタル会社ノ合併當時又ハ組織変更當時ノ資本ノ金額（当該会社株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格）ヲ超過スル金額ニ付テハ千分ノ七

十 合併ニ因ル会社資本ノ増加

株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額 千分の一・五
其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格
但シ合併ニ因リ消滅シタル会社ノ合併當時ノ資本ノ金額（当該会社株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価格）ヲ超過スル金額ニ付テハ千分ノ七

十一 社債又ハ第二回以後ノ社債払込

商法第三百三條又ハ其ノ準用規定ニ依ル払込アリタル日（売出シノ方法ニ依リ発行シタル場合ニ於テハ売出満了ノ日）ヨリ最終ノ償還期限ニ至ル期間一年以下ノモノ 千分の一・五
同三年以上ノモノ 千分ノ三
同三年以上ノモノ 千分ノ四

但シ農林債券、商工債券、北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開港債券、東北興業債券、肥料債券、鉱業開港債券又ハ樺太開港債券ニ付テハ千分ノ三

十二 支店設置

每一箇所 金三千円

十三 本店又ハ支店ノ移転

每一件 金二千二百円

十四 支配人ノ選任又ハ代理権ノ消滅

每一件 金二千二百円

十四ノ二 社員ノ業務執行権ノ喪失

每一件 金二千二百円

十四ノ三 取締役又ハ監査役ノ職務執行ノ停止

每一件 金二千二百円

十五 登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止

每一件 金二千二百円

十六 登記ノ更正又ハ抹消

每一件 金二千二百円

十六ノ二 会社ノ継続ノ登記

每一件 金二千二百円

十六ノ三 合併ヲ無効トスル判決ヲ確定シタル場合ニ於ケル合併ニ因リ消滅シタル会社ニ付テノ回復ノ登記

每一件 金二千二百円

十六ノ四 会社設立ノ無効又ハ取消

每一件 金九百円

十七 解散

每一件 金九百円

十八 商法第二百二十三條又ハ其ノ準用規定ニ依ル登記

每一件 金三百円

十八ノ二 清算人ノ職務執行ノ停止、其ノ取消又ハ変更

每一件 金三百円

十八ノ三 清算人ノ職務代行者ノ選任、解任又ハ変更

每一件 金三百円

十九 清算ノ結了

每一件 金三百円

支店所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金三百円ノ登録税ヲ納ムヘシ朝鮮、台湾、関東州、樺太若ハ南洋群島ニ於ケル法人又ハ外国会社カ登記ヲ受クルトキ亦同シ

第八條 左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ医師、歯科医師、保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人、薬剤師、獣医、装蹄師ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 新規登録

払込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格 千分の一・五

但シ合併ニ因リ消滅シタル会社又ハ組織変更ヲ為シタル会社ノ合併當時又ハ組織変更當時ノ払込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格ヲ超過スル金額ニ付テハ千分ノ七

十 合併ニ因ル会社資本ノ増加

増資払込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格 千分の一・五
但シ合併ニ因リ消滅シタル会社ノ合併當時ノ払込株金額及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格ヲ超過スル金額ニ付テハ千分ノ七

十一 社債又ハ第二回以後ノ社債払込

商法第三百三條又ハ其ノ準用規定ニ依ル払込アリタル日（売出シノ方法ニ依リ発行シタル場合ニ於テハ売出満了ノ日）ヨリ最終ノ償還期限ニ至ル期間一年以下ノモノ 千分の一・五
同三年以上ノモノ 千分ノ三
同三年以上ノモノ 千分ノ四

但シ農林債券、商工債券、北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開港債券、東北興業債券、肥料債券、鉱業開港債券又ハ樺太開港債券ニ付テハ千分ノ三

十二 支店設置

每一箇所 金三千円

十三 本店又ハ支店ノ移転

每一件 金二千二百円

十四 支配人ノ選任又ハ代理権ノ消滅

每一件 金二千二百円

十四ノ二 社員ノ業務執行権ノ喪失

每一件 金二千二百円

十四ノ三 取締役又ハ監査役ノ職務執行ノ停止

每一件 金二千二百円

十五 登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止

每一件 金二千二百円

但シ商法施行法又ハ商法中改正法律施行法ニ依リ新ニ登記スヘキ事項ノ登記ハ登記事項ノ変更ト看做ス

十六 登記ノ更正又ハ抹消

每一件 金二千二百円

十六ノ二 会社ノ継続ノ登記

每一件 金二千二百円

十六ノ三 合併ヲ無効トスル判決ヲ確定シタル場合ニ於ケル合併ニ因リ消滅シタル会社ニ付テノ回復ノ登記

每一件 金二千二百円

十六ノ四 会社設立ノ無効又ハ取消

每一件 金九百円

十七 解散

每一件 金九百円

十八 商法第二百二十三條又ハ其ノ準用規定ニ依ル登記

每一件 金三百円

十八ノ二 清算人ノ職務執行ノ停止、其ノ取消又ハ変更

每一件 金三百円

十八ノ三 清算人ノ職務代行者ノ選任、解任又ハ変更

每一件 金三百円

十九 清算ノ結了

每一件 金三百円

支店所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金三百円ノ登録税ヲ納ムヘシ朝鮮、台湾、関東州、樺太若ハ南洋群島ニ於ケル法人又ハ外国会社カ登記ヲ受クルトキ亦同シ

第八條 左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ医師、歯科医師、薬剤師、獣医、装蹄師ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 新規登録

醫師、歯科医師 金三千円
保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人 金千円
薬剤師 金千五百円
獸医 金千五百円
裝蹄師 金六百円
仮免許獸医 金四百円

二 登録事項ノ変更

第十四條 鈷業權(鈷ヲ目的トスルモノヲ除ク)ニ関シ鈷業原簿ニ登録ヲ受ケルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 試掘權ノ設定 每一件 金六千円

二 試掘權ノ變更 鈷区ノ増加及減少 每一件 金三千円

三 試掘權ノ移轉 鈷区ノ減少 每一件 金六百円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金六百円

四 採掘權ノ設定 採掘權ノ變更 每一件 金三千円

五 採掘權ノ變更 鈷区ノ増加又ハ増加及減少 每一件 金一万二千円

六 採掘權ノ移轉 鈷区ノ減少 每一件 金二千二百円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金三千円

六ノ二 租鈷權ノ設定 租鈷權ノ變更 每一件 金二千二百円

六ノ三 租鈷權ノ設定 租鈷區ノ増加又ハ増加及減少 每一件 金六百円

六ノ四 租鈷權ノ移轉 租鈷區ノ減少 每一件 金百二十円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金百二十円

七 抵當權ノ設定 債權金額 千分ノ六・五

八 順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更 每一件 金三百円

九 抵當權ノ移轉 每一件 金六百円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金三百円

十 信託ノ登録 每一件 金六百円

十一 共同鈷業權者ノ脱退 每一件 金六百円

十二 滞納処分以外ノ原因ニ因ル鈷業權又ハ抵當權ノ処分ノ制限 債權金額 千分ノ五

十三 放棄ニ因ル鈷業權ノ消滅 每一件 金三百円

十三ノ二 存続期間満了前ノ租鈷權ノ消滅 每一件 金三十円

十四 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金三十円

十五 仮登録 每一件 金三十円

十六 登録ノ變更又ハ抹消 每一件 金二十円

醫師、歯科医師 金三千円
保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人 金千円
薬剤師 金千五百円
獸医 金千五百円
裝蹄師 金六百円
仮免許獸医 金四百円

二 登録事項ノ変更

第十四條 鈷業權(鈷ヲ目的トスルモノヲ除ク)ニ関シ鈷業原簿ニ登録ヲ受ケルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 試掘權ノ設定 每一件 金六千円

二 試掘權ノ變更 鈷区ノ増加又ハ増加及減少 每一件 金三千円

三 試掘權ノ移轉 鈷区ノ減少 每一件 金六百円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金六百円

四 採掘權ノ設定 採掘權ノ變更 每一件 金三千円

五 採掘權ノ變更 鈷区ノ増加又ハ増加及減少 每一件 金一万二千円

六 採掘權ノ移轉 鈷区ノ減少 每一件 金二千二百円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金三千円

六ノ二 租鈷權ノ設定 租鈷權ノ變更 每一件 金二千二百円

六ノ三 租鈷權ノ設定 租鈷區ノ増加又ハ増加及減少 每一件 金六百円

六ノ四 租鈷權ノ移轉 租鈷區ノ減少 每一件 金百二十円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金百二十円

七 抵當權ノ設定 債權金額 千分ノ六・五

八 順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更 每一件 金三百円

九 抵當權ノ移轉 每一件 金六百円

相續 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金三百円

十 信託ノ登録 每一件 金六百円

十一 共同鈷業權者ノ脱退 每一件 金六百円

十二 滞納処分以外ノ原因ニ因ル鈷業權又ハ抵當權ノ処分ノ制限 債權金額 千分ノ五

十三 放棄ニ因ル鈷業權ノ消滅 每一件 金三百円

十三ノ二 存続期間満了前ノ租鈷權ノ消滅 每一件 金三十円

十四 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金三十円

十五 仮登録 每一件 金三十円

十六 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十円

第十五條 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ニ関シ鋳業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

- 一 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ設定 鋳区 河床ハ每二里迄 金九百円
其ノ他ハ每十坪迄
- 二 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ変更 鋳区ノ増加 鋳区 河床ハ每二里迄 金九百円
其ノ他ハ每十坪迄 金六十円
鋳区ノ減少 但シ鋳区ノ増加ト同時ニ為ス鋳区減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ移転 鋳区ノ合併 每一箇 金百八十円
鋳区ノ分割 分割後ノ鋳区 每一箇 金百八十円
相続 每一件 金三百円
相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金九百円
- 三ノ二 砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ設定 租鋳区 河床ハ每二里迄 金九十円
其ノ他ハ每十坪迄
- 三ノ三 砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ変更 租鋳区 河床ハ每二里迄 金九十円
其ノ他ハ每十坪迄
租鋳区ノ増加 租鋳区 河床ハ每二里迄 金九十円
其ノ他ハ每十坪迄 金二十円
租鋳区ノ減少 但シ租鋳区ノ増加ト同時ニ為ス租鋳区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三ノ四 砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ移転 相続 每一件 金三十円
相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金九十円
- 四 抵当權ノ設定 債權金額 千分ノ六・五

第十五條 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ニ関シ鋳業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

- 一 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ設定 鋳区 河床ハ每二里迄 金九百円
其ノ他ハ每十坪迄
- 二 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ変更 鋳区ノ増加 鋳区 河床ハ每二里迄 金九百円
其ノ他ハ每十坪迄 金六十円
鋳区ノ減少 但シ鋳区ノ増加ト同時ニ為ス鋳区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三 砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ移転 鋳区ノ合併 每一箇 金百八十円
鋳区ノ分割 設定鋳区 每一箇 金百八十円
相続 每一件 金三百円
相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金九百円
- 三ノ二 砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ設定 租鋳区 河床ハ每二里迄 金九十円
其ノ他ハ每十坪迄
- 三ノ三 砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ変更 租鋳区 河床ハ每二里迄 金九十円
其ノ他ハ每十坪迄
租鋳区ノ増加 租鋳区 河床ハ每二里迄 金九十円
其ノ他ハ每十坪迄 金二十円
租鋳区ノ減少 但シ租鋳区ノ増加ト同時ニ為ス租鋳区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三ノ四 砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ移転 相続 每一件 金三十円
相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金九十円
- 四 抵当權ノ設定 債權金額 千分ノ六・五

- 五 順位ノ変更ニ因ル抵当權ノ変更 每一件 金三百円
每一件 金六百円
- 六 抵当權ノ移転 相続 每一件 金三百円
相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金六百円
- 七 信託ノ登録 每一件 金三百円
- 八 滞納処分以外ノ原因ニ因ル砂鋳ヲ目的トスル鋳業權又ハ抵当權ノ処分ノ制限 債權金額 千分ノ五
每一件 金六十円
- 九 放棄ニ因ル砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ消滅 每一件 金二十円
- 九ノ二 存続期間満了前ノ砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ消滅 每一件 金三十円
- 十 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金三十円
- 十一 仮登録 每一件 金三十円
- 十二 登録ノ変更又ハ抹消 每一件 金二十円

附則 及び附則オニ依リテ之ノ規定

この法律は、公布の日から施行する。但し、第六條の改正規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から、第八條の改正規定中保健婦及び助産婦に関する部分は、昭和二十六年九月一日から施行し、第十四條及び第十五條の改正規定は、鋳業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）施行の日から適用する。

2 改正前の登録法第六條オ七号の規定は、商法の一部を改正する法律施行後も、当分の間、なおその効力を有する。

- 五 順位ノ変更ニ因ル抵当權ノ変更 每一件 金六百円
- 六 抵当權ノ移転 相続 每一件 金三百円
相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金六百円
- 七 信託ノ登録 每一件 金三百円
- 八 滞納処分以外ノ原因ニ因ル砂鋳ヲ目的トスル鋳業權又ハ抵当權ノ処分ノ制限 債權金額 千分ノ五
每一件 金六十円
- 九 放棄ニ因ル砂鋳ヲ目的トスル鋳業權ノ消滅 每一件 金二十円
- 九ノ二 存続期間満了前ノ砂鋳ヲ目的トスル租鋳權ノ消滅 每一件 金三十円
- 十 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金三十円
- 十一 仮登録 每一件 金三十円
- 十二 登録ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 金二十円

印紙税 法

改正法

第四條 左ニ掲クル証書、帳簿ニ関シテハ証書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ対シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ

- 一 不動産、鉄道財団、軌道財団、自動車交通事業財団又ハ船舶ノ所有権移転ニ関スル証書
二 消費貸借ニ関スル証書
三 請負ニ関スル証書
四 運送ニ関スル証書
五 備船契約書

Table with columns for document type and tax amount. Includes items like '物品切手' and '委任状'.

- 六 物品切手
七 委任状
八 約束手形
九 為替手形
十 預金証書
十一 貯金証書
十二 出資証書
十三 船荷証券
十四 運送貨物引換証
十五 倉庫証券
十六 保險証券
十七 債券
十八 債権
十九 相互保險会社ノ発スル基金証券
二十 株式申込証
二十一 社債申込証
二十二 地上権、永小作権又ハ地役権ニ関スル証書
二十三 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ関スル証書
二十四 信託行為ニ関スル証書
二十五 無盡ニ関スル証書
二十六 定款又ハ組合契約書
二十七 権利ノ変更ニ関スル証書
二十八 追認又ハ承認ニ関スル証書
二十九 受取書
三十 質権、抵当権ニ関スル証書
三十一 前各号以外ノ証書
三十二 預金通帳、貯金通帳又ハ積金通帳
三十三 前号以外ノ通帳
三十四 判取帳

第五條 左ニ掲クル証書、帳簿ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス
一 官庁又ハ公署ノ発スル証書、帳簿
二 官庁又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上発スル証書、帳簿

現行法

第四條

左ニ掲クル証書、帳簿ニ関シテハ証書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ対シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ

- 一 不動産、鉄道財団、軌道財団、自動車交通事業財団又ハ船舶ノ所有権移転ニ関スル証書
二 消費貸借ニ関スル証書
三 請負ニ関スル証書
四 運送ニ関スル証書
五 備船契約書

Table with columns for document type and tax amount. Includes items like '物品切手' and '委任状'.

- 六 物品切手
七 委任状
八 約束手形
九 為替手形
十 銀行預金証書
十一 農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合又ハ産業組合連合会ノ発スル貯金証書
十二 中小企業等協同組合ノ発スル貯金証書
十三 船荷証券
十四 運送貨物引換証
十五 倉庫証券
十六 保險証券
十七 債券
十八 債権
十九 相互保險会社ノ発スル基金証券
二十 株式申込証
二十一 社債申込証
二十二 地上権、永小作権又ハ地役権ニ関スル証書
二十三 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ関スル証書
二十四 信託行為ニ関スル証書
二十五 無盡ニ関スル証書
二十六 定款又ハ組合契約書
二十七 権利ノ変更ニ関スル証書
二十八 追認又ハ承認ニ関スル証書
二十九 受取書
三十 質権、抵当権ニ関スル証書
三十一 前各号以外ノ証書
三十二 預金通帳
三十三 前号以外ノ通帳
三十四 判取帳

第五條 左ニ掲クル証書、帳簿ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス
一 官庁又ハ公署ノ発スル証書、帳簿
二 官庁又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上発スル証書、帳簿

- 三 国庫金ノ取扱ニ関シ発スル証書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ為ニスル寄附ニ関シ官庁又ハ公署ニ提出スル証書
- 四ノ二 小切手
- 四ノ三 日本銀行ノ発スル出資証券
- 五 国民金融公庫ノ発スル証書帳簿
- 五ノ二 住宅金融公庫ノ発スル証書、帳簿
- 六 農業協同組合、消費生活協同組合若ハ漁業協同組合若ハ塩業ニ関スル中小企業等協同組合ノ発スル出資証券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ発スル出資証券
- 六ノ二 復興金融公庫ノ発スル証書帳簿及復興金融債券
- 六ノ三 帝都高速度交通営団ノ発スル出資証券
- 六ノ四 日本国有鉄道ノ発スル証書帳簿
- 六ノ五 日本専売公社ノ発スル証書帳簿
- 六ノ六 法令ニ依ル公団ノ発スル証書帳簿
- 六ノ六ノ二 連合国軍人等住宅公社ノ発スル証書帳簿
- 六ノ六ノ七 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル貯金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ
- 六ノ八 大日本育英会ノ業務ニ関スル証書帳簿
- 七 記載金高千円未満ノ約束手形及為替手形
- 八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金証書(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付発スルモノニ限ル)
- 九 農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ発スル貯金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ
- 九ノ二 国民貯蓄組合ノ代表者カ組合ノ業務ニ関シ発スル金銭ノ寄託若ハ信託行為ニ関スル証書若ハ通帳又ハ委任状
- 九ノ三 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル貯金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ
- 十 記載金高五十円未満ノ物品切手
- 十一 売買仕切書
- 十二 物品又ハ有価証券ノ売買契約書ニシテ其ノ記載金高千円未満又ハ金高記載ナキモノ
- 十三 送状
- 十四 記載金高千円未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業(利益金又ハ剰余金ノ配当又ハ分配ヲ為ス法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノカ其ノ出資者以外ノ者ニ対シテ為ス事業ヲ含ミ其ノ出資者カ出資ヲ為シタル法人ニ対シテ為ス營業ヲ除ク)ニ関セサル受取書
- 十五 主タル債務ノ証書ニ併記シタル担保契約書
- 十六 手形及証券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書
- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル譲渡ノ証明書
- 十八 手形ノ引受及保証

- 三 国庫金ノ取扱ニ関シ発スル証書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ為ニスル寄附ニ関シ官庁又ハ公署ニ提出スル証書
- 四ノ二 小切手
- 四ノ三 日本銀行ノ発スル出資証券
- 四ノ四 日本証券取引所ノ発スル出資証券
- 五 農地開発営団ノ発スル出資証券
- 五ノ二 食糧営団ノ発スル出資証券及食糧営団債券
- 五ノ三 国民金融公庫ノ発スル証書帳簿
- 五ノ四 国民更生金庫ノ業務ニ関スル証書帳簿及更生債券
- 五ノ五 損害保険中央会ノ業務ニ関スル証書帳簿
- 五ノ六 住宅金融公庫ノ発スル証書、帳簿
- 六 農業協同組合、産産組合、消費生活協同組合若ハ漁業協同組合若ハ塩業ニ関スル中小企業等協同組合ノ発スル出資証券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ発スル出資証券
- 六ノ二 削除
- 六ノ二ノ二 南方開発金庫ノ発スル債券
- 六ノ二ノ三 外資金庫ノ業務ニ関スル証書帳簿
- 六ノ二ノ四 復興金融公庫ノ業務ニ関スル証書帳簿及復興金融債券
- 六ノ三 帝都高速度交通営団ノ発スル出資証券
- 六ノ三ノ二 戦時金融債券及戦時金融公庫ノ発スル出資証券
- 六ノ三ノ三 生命保険中央会ノ発スル基金証券
- 六ノ四 住宅営団ノ業務ニ関スル証書帳簿及住宅債券
- 六ノ五 産業設備営団ノ業務ニ関スル証書帳簿及産業設備債券
- 六ノ五ノ二 日本国有鉄道ヨリ発スル証書帳簿
- 六ノ五ノ三 日本専売公社ノ発スル証書帳簿
- 六ノ六 法令ニ依ル公団ノ業務ニ関スル証書帳簿
- 六ノ六ノ二 連合国軍人等住宅公社ノ発スル証書帳簿
- 六ノ六ノ七 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル貯金証書ニシテ其ノ記載金高百円未満ノモノ
- 六ノ八 大日本育英会ノ業務ニ関スル証書帳簿
- 七 記載金高百円未満ノ約束手形及為替手形
- 八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金証書(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付発スルモノニ限ル)
- 九 農業協同組合、農業協同組合連合会、産産組合又ハ産産組合連合会ノ発スル貯金証書ニシテ其ノ記載金高百円未満ノモノ
- 九ノ二 国民貯蓄組合ノ代表者カ組合ノ業務ニ関シ発スル金銭ノ寄託若ハ信託行為ニ関スル証書若ハ通帳又ハ委任状
- 九ノ三 信用協同組合又ハ中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ノ発スル貯金証書ニシテ其ノ記載金高百円未満ノモノ
- 十 記載金高十円未満ノ物品切手
- 十一 売買仕切書
- 十二 物品又ハ有価証券ノ売買契約書ニシテ其ノ記載金高百円未満又ハ金高記載ナキモノ
- 十三 送状
- 十四 記載金高百円未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業(利益金又ハ剰余金ノ配当又ハ分配ヲ為ス法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノカ其ノ出資者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者以外ノ者ニ対シテ為ス事業ヲ含ム)ニ関セサル受取書
- 十五 主タル債務ノ証書ニ併記シタル担保契約書
- 十六 手形及証券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書
- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル譲渡ノ証明書
- 十八 手形ノ引受及保証

十九 手形又ハ証券ノ拒絶証書

二十 手形又ハ証券ノ複本及謄本

二十一 農業倉庫証券又ハ連合農業倉庫証券

二十二 質札又ハ貨物通帳(質屋営業者ノ差スルモノニ限ル)

二十三 勤務通帳

二十四 乗車券、乗船券又ハ各種入場券

二十五 第四條第一号乃至第五号及第三十一号ノ証券ニシテ記載金高千円未満

ノモノ

第十一條 証書、帳簿ニ相当印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ノ規定ニ依リ税印ノ

押捺ヲ受ケス若ハ表示ヲ為サス又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ印紙税ヲ納メサル

者ハ証書、帳簿一箇毎ニ三万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

前項ノ犯罪ニ係ル証書、帳簿ニ対スル印紙税相当額ノ十倍カ三万円ヲ超ユルト

キハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ三万円ヲ超エ当該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ

得

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ証書、帳簿一箇毎ニ二千円以下ノ罰金又ハ

科料ニ処ス

第十四條 第十一條及前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第一項、第四十

八條第二項、第六十三條第六十六條ノ規定ヲ適用セス

第十四條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其

ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十一條乃至第十三條ノ違背行為ヲ為シタ

ルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ刑ヲ科ス

附 則

一 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この法律施行前に罰めたる、又は罰めらるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

3 改正前の印紙税法第五條第五号、第五号ノ二、第五号ノ四、第六号、第六号ノ二ノ二、第六号ノ三ノ三、第六号ノ三ノ二、第六号ノ三ノ三、第六号ノ四、第六号ノ五又は第九号に掲げる法人(第六号に掲げる法人にあつては産業組合に限り、第九号に掲げる法人にあつては産業組合及び産業組合連合会に限る。)が発する証書及び帳簿については、改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十九 手形又ハ証券ノ拒絶証書

二十 手形又ハ証券ノ複本及謄本

二十一 農業倉庫証券又ハ連合農業倉庫証券

二十二 質札又ハ貨物通帳(質屋営業者ノ差スルモノニ限ル)

二十三 勤務通帳

二十四 乗車券、乗船券又ハ各種入場券

二十五 第四條第一号乃至第五号及第三十一号ノ証券ニシテ記載金高百円未満

ノモノ

第十一條 証書、帳簿ニ相当印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ノ規定ニ依リ税印ノ

押捺ヲ受ケス若ハ表示ヲ為サス又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依リ印紙税ヲ納メサル

者ハ証書、帳簿一箇毎ニ脱税高二十倍ノ罰金ニ処ス但シ脱税高二十倍ノ金額ニ

十円ニ達セサルトキハ二十円ノ罰金ニ処ス

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ証書、帳簿一箇毎ニ五百円以下ノ罰金又ハ十

円以上ノ科料ニ処ス

第十四條 第十一條及前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第一項、第三十

三條、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十

三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス

第十四條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其

ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第十一條乃至第十三條ノ違背行為ヲ為シタ

ルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

骨牌税法

改正法

第四條 骨牌ニハ一組毎ニ麻雀(紙製麻雀及之ニ類スルモノヲ除ク)ニ在リテハ千五百円、其ノ他ニ在リテハ五十円ノ税ヲ課ス

命令ヲ以テ定ムル骨牌ニハ前項ノ規定ニ拘ラス一組毎ニ三十円ノ税ヲ課ス
一組ノ骨牌ニシテ之ヲ切斷スルコトニ依リ二組以上ノ骨牌ト為シ得ルモノニ在リテハ其ノ二組以上ノ骨牌ニ付課セラルベキ骨牌税額ノ合計額ヲ以テ其ノ税率トス

第十一條ノ二 骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ骨牌ヲ製造所ヨリ引取ルモ更ニ骨牌税ヲ課セズ但シ第二項ニ依リ骨牌税ニ相当スル金額ノ還付ガ為サレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ當該骨牌ノ引取人ガ命令ノ定ムル手續ニ依リ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該骨牌ニ課セラレタル骨牌税ニ相当スル金額ヲ還付ス但シ貼用印紙ガ脱落シ若ハ毀損シ若ハ納税済証印ノ印影ガ汚損シ若ハ消失シタル骨牌又ハ第六條ノ装置ヲ為サザル骨牌若ハ同條ノ装置ガ破毀セラレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ前項ノ承認ヲ為シタル場合ニ於テハ當該骨牌ニ付包裹及貼用印紙又ハ納税済証印ノ印影ヲ破毀スベシ
第十二條 外國ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ為ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル骨牌税ニ依リ骨牌税ヲ課ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第九條乃至第十條ヲ適用セス

第十三條 外國ニ輸出スル為骨牌税ノ免除ヲ受ケタル骨牌ニシテ免除後六月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ第十四條第一項但書ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除キ直ニ引取人ニ其ノ骨牌税ヲ課ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴収ス

前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ハ命令ノ定ムル手續ニ依リ其ノ骨牌ニ付骨牌税納付済ナルコトヲ証スル納税済証印ノ押捺ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第十五條 政府ニ申告セズシテ骨牌ヲ製造シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ當該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得
第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ當該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴収ス
第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テハ適用ス

第十五條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
一 前條第一項ノ外第九條又ハ第九條ノ二ニ違反シテ骨牌ヲ引取り又ハ引渡シ

現行法

第四條 骨牌ニハ一組毎ニ麻雀ニ在リテハ千五百円、其ノ他ニ在リテハ百三十円ノ税ヲ課ス
命令ヲ以テ定ムル骨牌ニハ前項ノ規定ニ拘ラス一組毎ニ三十円ノ税ヲ課ス

第十一條ノ二 骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ骨牌ヲ製造所ヨリ引取ルモ更ニ骨牌税ヲ課セズ但シ第二項ニ依リ骨牌税ニ相当スル金額ノ還付ガ為サレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

骨牌税ヲ課セラレタル骨牌ヲ製造所ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ當該骨牌ノ引取人ガ命令ノ定ムル手續ニ依リ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該骨牌ニ課セラレタル骨牌税ニ相当スル金額ヲ還付ス但シ貼用印紙ガ脱落シ若ハ毀損シ若ハ納税済証印ノ印影ガ汚損シ若ハ消失シタル骨牌又ハ第六條ノ装置ヲ為サザル骨牌若ハ同條ノ装置ガ破毀セラレタル骨牌ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ前項ノ承認ヲ為シタル場合ニ於テハ當該骨牌ニ付包裹及貼用印紙又ハ納税済証印ノ印影ヲ破毀スベシ
第十二條 外國ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ為ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル骨牌税ニ依リ骨牌税ヲ課ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第九條乃至第十條ヲ適用セス

第十三條 外國ニ輸出スル為骨牌税ノ免除ヲ受ケタル骨牌ニシテ免除後六月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ其ノ骨牌税ヲ課ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラズ現金ヲ以テ骨牌税ヲ徴収ス

前項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ハ命令ノ定ムル手續ニ依リ其ノ骨牌ニ付骨牌税納付済ナルコトヲ証スル納税済証印ノ押捺ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第十五條 政府ニ申告セズシテ骨牌ヲ製造シタル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罰ヲ犯シタル者ハ情状ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ製造所ヨリ引渡シタル骨牌ニ對スル骨牌税十倍ニ相当スル金額カ十万円ヲ超ユルトキハ十万円ヲ超エ其ノ骨牌税十倍以下ニ相当スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
第一項ノ骨牌ニ付テハ直ニ骨牌税ヲ課ス此ノ場合ニ於テ其ノ所持セザル骨牌ニ付テハ第五條ニ拘ラス現金ヲ以テ之ヲ徴収ス

第十五條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ骨牌税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス
一 前條第一項ノ外第九條又ハ第九條ノ二ニ違反シテ骨牌ヲ引取り又ハ引渡シタル者



タル者

- 二 第十四条第一項ニ違反シテ骨牌ヲ引渡シ、引取り、譲渡シ又ハ譲受ケタル者
 - 三 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ骨牌稅ヲ逃脫シ又ハ逃脫セムトシタル者
- 前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌稅相當額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ
 情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ當該相當額ノ十倍以下ト為スコトヲ得
 前条第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テ之ヲ準用ス
 第十三条第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前条第四項ニ依リ骨牌稅ヲ納付シ
 タル骨牌ヲ所持スル者ニ付テ之ヲ準用ス

第十五條ノ三 第十条ニ違反シテ相當印紙ノ貼用ナキ又ハ納稅済証印ノ押捺ヲ受
 ケサル骨牌ヲ所持シ又ハ譲渡シタルトキハ十以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ノ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌稅ヲ課ス但シ當
 該骨牌ニ付既ニ骨牌稅ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 第十九條 第十五条乃至第十六条及第二十一条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第
 四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処
 スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
 ズ

附 則

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた骨牌稅については、なお従
 前の例による。但し、この法律施行前に骨牌稅を課せられた骨牌を製造所にも
 どし入れし、又は移入した場合における当該骨牌については、改正後の骨牌稅
 法第十一条ノ二の規定を適用し、改正前の骨牌稅法第十五条第三項、第十五条
 ノ二第四項及び第十五条ノ三第二項の規定により現金をもつて骨牌稅を納付し
 た骨牌については、改正後の骨牌稅法第十三条第三項、第十五条第五項及び第
 十五条ノ二第四項の規定を適用す。
- 3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に
 よる。

四〇

二 第十四条第一項ニ違反シテ骨牌ヲ引渡シ、引取り、譲渡シ又ハ譲受ケタル
 者

- 三 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ骨牌稅ヲ逃脫シ又ハ逃脫セムトシタル者
- 前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ骨牌稅五倍ヲ超エ十倍
 以下ニ相當スル罰金ニ処シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
 前二項ノ場合ニ於テ罰金額カ二十円ニ滿タサルトキハ之ヲ二十円トス
 第一項及第二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ骨牌稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テ其ノ所持
 セサル骨牌ニ付テハ第五条ニ拘ラス現金ヲ以テ之ヲ徴収ス

第十五條ノ三 第十条ニ違反シテ相當印紙ノ貼用ナキ又ハ納稅済証印ノ押捺ヲ受
 ケサル骨牌ヲ所持シ又ハ譲渡シタルトキハ十以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ
 前条第四項但書ヲ準用ス
 第十九條 第十五条乃至第十六条及第二十一条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第
 三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条
 第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ但シ第十五条第二項、第十
 五条ノ二第二項及第二十一条ノ三ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキハ此ノ限
 ニ在ラス

租税特別措置法

改正法

第一條 当分の間の法律により、所得税、法人税、相続税、富裕税、登録税及び印紙税を軽減若しくは免除し、又はその課税標準の計算若しくはその徴収に関する特例を設ける。

第二條の二 所得税法第一條第一項に規定する者が、同法の施行地において支払を受ける公債、社債若しくは銀行預金その他命令で定める預金の利子又は命令で定める合同運用信託の利益については、同法第九條第一項第一号及び第十三條の規定にかかわらず、命令で定める手続により納税義務者がした申告により、他の所得とこれを区分し、利子又は利益の支払の際、その利子又は利益の金額に対し、百分の五十の税率を適用して所得税を課することができる。

前項の規定による所得税は、その利子又は利益の支払の際、支払者においてこれを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、政府に納付しなければならない。

所得税法の適用については、前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴収して納付すべき所得税と、前項の納付の期限は、同法第三十七條の規定する納付の期限とみなし、同法第六十九條の二の規定並びに同法第七十二條及び第七十四條の規定（同法第六十九條の二の規定に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定により徴収せらるべき所得税は、同法第三十七條の規定により徴収せらるべき所得税とみなす。

備及び船舶で命令で定めるもの（以下本條中機械等という。）のうち、その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供したときは、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第十條第二項の規定にかかわらず、当該機械等について同法の規定により繰入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を同法第九條第一項第三号又は第四号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する。

法人税法第二十五條第一項の規定による青色申告書を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、当該機械等については、その事業の用に供した日以後三年間、同法第九條第七項及び同法第九條の八の規定にかかわらず、その事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額で当該期間に係るものうち、同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき当該期間に係る償却額の百分の百五十に相当する金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定の適用を受ける法人の機械等を事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額（事業年度の終了の日が当該期間内に属さない事業年度の償却額にあつては、当該事業年度のうち当該期間に属さない期間に係る法人税法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき償却額をこえる額に限る。）の合計額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入されるべき前項に規定する期間に係る当該機械等の償却額（以下本條中普通償却限度額という。）の百分の百五十に相当する金額（以下本條中特別償却限度額という。）に満たない

現行法

第一條 当分の間の法律により、所得税、相続税、富裕税、登録税、砂糖消費税及び印紙税を軽減若しくは免除し、又はその課税標準の計算若しくはその徴収に関する特例を設ける。

場合において、当該機械等が事業の用に供された日以後三年を経過した日から二年内の日を含む各事業年度における当該機械等の償却額が同法に基く命令の規定により当該事業年度の所得の計算上損金に算入される償却額をこえる額の償却をしたときは、そのこえる償却額のうち当該不足金額又は当該機械等の特別償却限度額から普通償却限度額を控除した額のうちいずれか低い額の範囲内で命令で定める金額に相当する金額は、当該事業年度の同法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前三項の規定は、所得税法第二十一條、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二若しくは第二十九條又は法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書に前三項の規定により必要な経費又は損金に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五條の六 法人税法第十七條第一項第二号に掲げるその他の法人に対しては、各事業年度の積立金に対する法人税を課さない。

第五條の七 法人税法第十七條第一項第二号に掲げる同族会社に対しては、同法第十七條の規定にかかわらず、各事業年度の積立金の金額のうち年五十万円をこえる金額について、百分の五の税率により、各事業年度の積立金に対する法人税を課する。

第五條の八 金融機関が銀行等の債券発行等に関する法律第十三條第一項又は第十四條第一項の規定（第十七條第二項において準用する場合を含む。）により利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に対する配当をしたときは、当該配当の金額は、法人税法による当該利益又は剰余金の生じた事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第十一條 納税準備預金通帳には、印紙税を課さない。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法（以下「法」という。）第二條の二の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支払を受くべき利子（無記名の公債及び社債の利子については、同日以後に支払を受けた金額）及び利益について適用する。
- 3 法第五條第一項及び第四項（所得税に関する部分に限る。）の規定は、個人の昭和二十六年分の所得税から適用する。
- 4 法第五條の五第二項から第四項まで（法人税に関する部分に限る。）の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の所得に対する法人税から、法第五條の六及び第五條の七の規定は、法人の昭和二十六年四月二日以後開始する事業年度分の積立金に対する法人税から、法第五條の八の規定は、法人の昭和二十六年三月三十一日以後終了する事業年度分の所得に対する法人税から適用する。
- 5 この法律施行後法第五條の六の規定の適用を受ける法人が法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九條の規定による申告書を政府に提出する場合において、同條に規定する前事業年度の法人税額のうち各事業年度の積立金に

重要機械輸出入税割当

年	月	金額	備考
25年	1-3月	2200 4円	
	4-6	2,240	
	7-9	7,710	(実額 2,000)
	10-12	21,000	(" 17,000)
		33,150	(" 4,664)
26年	1-3	10,000	

(重要機械) 64% - 18,000 4円

第十一條 砂糖消費税法第三條第一号に掲げる砂糖で輸入するもの（同法第四條の二の規定により外国とみなす地域から輸入するものを含む。）については、砂糖消費税法第三條に掲げる砂糖、糖みつ又は糖水については、砂糖消費税を課さない。

砂糖消費税法第三條第一号第一種又は第三種の砂糖については、砂糖消費税法第五條、第十一條第一項又は第十二條ノ二に規定する砂糖消費税の免除又は交付の交付に関する規定は、これを適用しない。

第十二條 納税準備預金通帳には、印紙税を課さない。

対する法人税額があるときは、前事業年度の法人税額から当該各事業年度の積立金に対する法人税額を控除した税額をもつて事業年度の法人税額とする。

6 この法律施行の際、砂糖、糖蜜又は糖水（砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）第三條各号に掲げる砂糖、糖蜜又は糖水をいう。以下同じ。）の製造場及び保税地域以外の場所において、同一人が、この法律施行前に輸入（関税法（明治三十二年法律第六十一号）第一百四條の規定により外国とみなす地域からの輸入を含む。）した砂糖又はこれを原料として製造した砂糖、糖蜜若しくは糖水で改正前の租税特別措置法第十一條第一項又は第二項の規定により砂糖消費税を課せられなかつたもの（以下「輸入砂糖等」という。）を各種類を通じて合計二百斤以上所持する場合においては、その者が、この法律施行の日において、その税額が一万円以下のときは、昭和二十六年四月三十日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末限り徴収する。

税額一万円をこえるとき 昭和二十六年四月及び五月

税額五万円をこえるとき 同年四月から六月まで

税額十万円をこえるときは 同年四月から七月まで

7 前項の規定に該当する者は、その所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、その貯蔵場所の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に申告しなければならない。

8 油糧砂糖配給公団が第六項の規定に該当する者である場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同公団が所持する輸入砂糖等の貯蔵の場所からその輸入砂糖等を引取るときに当該引取人からその砂糖消費税を徴収することができる。

一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

10 第八項の規定により所轄税務署長の承認を受けた輸入砂糖等を貯蔵の場所から引き取りようとする者は、その引き取りようとする輸入砂糖等の引取の日時、種類、種別、数量及び貯蔵の場所を記載した引取申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

11 第六項の規定に該当する者で、輸入砂糖等を砂糖消費税法第五條第一項に規定する目的のため又は同法第十一條第一項に規定する用に供するため所持するものが所轄税務署長の承認を受けた場合においては、その輸入砂糖等は、第六項の規定にかかわらず、当該承認を受けた時において同法第五條第一項又は第十一條第一項の規定による承認を受けて引き取つたものとみなす。

12 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種類、種別、数量、用途及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出しなければならない。

